

くらし **がん検診・健康診査 健診結果相談会のお知らせ**

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

がん検診

がん検診の申し込みをしていない人は、健康課までお問い合わせください。
子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診の無料クーポン券を受け取った人は、この機会に、ぜひ検診を受けましょう。



【子宮頸がん、乳がん検診】

三豊市・観音寺市の指定医療機関検診または下記の集団検診で受診できます。
指定医療機関で受ける場合は、12月末までに受診してください。集団検診を受ける場合は、7月に届いた白い封筒を忘れずにお持ちください。詳しくは同封の「ご案内」をご覧ください。

場 所	月 日	受付時間		託児時間
		子宮頸がん	乳がん	
山本町保健センター	8月7日(木)	13:30~15:00 (14:00 検診開始)	個人通知で お知らせします	13:30~
	8月8日(金)			
財田町公民館	8月11日(月)			
仁尾町体育センター	8月20日(水)			
	8月21日(木)			
高瀬町農村環境改善センター	8月29日(金)			
	8月31日(日)			
	9月1日(月)			
	9月2日(火)			

※8月31日は日曜日でも検診を実施

【胃がん、大腸がん、結核・肺がん検診】

集団検診の申し込みをしている人には、9月初旬ごろ案内が届きます。大腸がん検診を指定医療機関で受ける場合は、10月末までに直接医療機関にて受診してください。

【前立腺がん検診】

10月末までに指定医療機関で受診してください。事前申し込みがなくても受けられます。

健康診査

集団検診で健康診査を受診していない人は、10月末まで三豊市・観音寺市の指定医療機関で受診できます。6月に届いている青い封筒と保険証を持って、受診してください。なお、受付時間は各医療機関にお問い合わせください。



健診結果相談会

「気になる検査値がある」
「健診は毎年受けるけど、結果はよく見ていない」
そんなあなたに、保健師・栄養士・歯科衛生士が、健診結果の見方や活かし方について、アドバイスします。

内容 血圧測定、尿検査、個別相談
持ってくるもの 健診結果票、持っている人は健康手帳

場 所	月 日
財田町国保高齢者保健福祉支援センター	8月7日(木)
老人福祉センター	8月19日(火)
山本町保健センター	8月20日(水)
豊中町保健センター	8月22日(金)
三野町保健センター	8月25日(月)
詫間福祉センター	8月29日(金)
高瀬町農村環境改善センター	9月3日(水)

※時間はいずれも9時30分~11時

くらし **国民年金のお知らせ**

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005
善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

知っ得!
国民年金5つのメリット

- ①老後をずっと支えてくれる
医療技術の進歩などにより、今後も延びることが予想される平均寿命。国民年金は、生きている限り受け取れる、一生の保障です。
- ②不測の事態に備えられる
国民年金は老後だけでなく、事故や病気で障がいが残った場合や死亡した場合にも支払われます。
- ③保険料は税金の控除対象になる
納めた保険料は、確定申告の際に全額控除の対象になります。
- ④国から給付される
国民年金の老齢基礎年金は、2分の1が国庫負担で賄われています。
- ⑤経済の変動にも負けない
賃金や物価の変動にあわせて年金額が改定されるため、年金の価値が保障されます。

保険料の納付が困難なときは

経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合、本人の申請により保険料の納付が免除または猶予されます。
免除申請
本人、世帯主、配偶者の前年所得

社会保険労務士による 無料年金相談

- 日時 8月13日(水) 午前10時~午後3時
 - 場所 三豊市役所西館
 - 日時 8月26日(火) 午前10時~午後3時
 - 場所 山本庁舎
- 持っていくもの
年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要です。
●問い合わせ
街角の年金相談センター
高松(オフィス)
☎087(811)6020

が一定額以下の場合、全額または一部免除されます。
若年者納付猶予申請
学生でない30歳未満の人で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合、全額猶予されます。
学生納付特例申請
学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合、全額猶予されます。
免除の申請をする人は、市民課または各支所で手続きをしてください。

くらし **固定資産の異動があったときは 届け出を**

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

新築、増築、取り壊しにより家屋の面積が変わったときや、住宅用地の用途が変わったときは、市条例により、その旨を申告しなければなりません。
家屋を新築・増築したとき
税務課までご連絡ください。後日、日程調整のうえ、家屋評価に伺います。間取りや仕上げを確認し、評価額を算出して、翌年度から固定資産税を課税します。
家屋を取り壊したとき
家屋の所有者が変わったとき
家屋の全部または一部を取り壊したときは「家屋滅失届出書」を税務課または各支所へ提出してください。また、売買・相続・贈与などにより家屋の所有者が変更したときは「名義人変更届出書」を提出してください。
なお、登記をしている場合は、法務局から通知があるので、届け出は不要です。
土地の使用状況が変わったとき
家屋の用途変更で、土地の使用状況が住宅用地から非住宅用地に、または非住宅用地から住宅用地に変わったときは「住宅用地変更申告書」を税務課または各支所へ提出してください。土地の税額が変わる場合があります。